　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 東伊豆町要綱第１０１号

令和６年１０月１日

東伊豆町感震ブレーカー設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震発生時に電気器具を起因とする火災を住民自らが防止し、被害の減少並びに町民及び地域の防災力を向上させ、安心して生活できる環境を守ることを目的とし、感震ブレーカーを新たに設置する者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、東伊豆町補助金等交付規則（令和２年東伊豆町規則第１６号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において「感震ブレーカー」とは、次に掲げるものとする。

（１）分電盤タイプ　分電盤に内蔵されたセンサーによって揺れを感知し、ブレーカーが作動して電力供給を遮断するもの（一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格（ＪＷＤＳ０００７付２）に定める構造及び機能を有するものに限る。）

（２）簡易タイプ　揺れによりおもりが落下したり、振り子が作動したりすることで、重力やバネの力でブレーカーが作動して電力供給を遮断するもの

（３）コンセントタイプ　コンセントに内蔵又は差し込まれているセンサーによって揺れを感知し、当該コンセントからの電力供給を遮断するもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）町内に住宅又は併用住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものをいう。以下同じ。）を所有し、又は居住する個人で、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者。ただし、賃貸目的の住宅である場合には、当該住宅の居住者が所有者又は管理者の承諾を受けて設置する場合に限る。

（２）町内に自らが居住するための住宅又は併用住宅を新築する個人で、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、感震ブレーカーの設置に要する経費のうち、感震ブレーカーの購入費及び設置工事に要する経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の３分の２以内の額とし、１世帯につき２万円を限度とする。

２　前項の補助金の額に１００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東伊豆町感震ブレーカー設置費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（１）感震ブレーカーの設置場所が確認できる写真又は図面

（２）補助対象経費の見積書の写し。ただし、第３条第２号に該当する者は除く。

（３）前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　申請は、住宅又は併用住宅１戸（集合住宅の場合は、１区画）につき１回限りとする。ただし、当該住宅又は併用住宅の所有者又は居住者が変わり、設置されていた感震ブレーカーの耐用年数が経過していたときは、この限りでない。

（交付の決定）

第７条　町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するとともに、東伊豆町感震ブレーカー設置費補助金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第８条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業を変更（補助対象経費の変更を含む。）し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ東伊豆町感震ブレーカー設置事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更、中止又は廃止の承認）

第９条　町長は、前条の規定により承認の申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、その内容を承認するときは、東伊豆町感震ブレーカー設置事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第１０条　交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、東伊豆町感震ブレーカー設置事業完了実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（１）感震ブレーカーの設置後写真

（２）補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、補助対象経費の内訳が確認できるものとする。

（３）前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　町長は、前条の規定による書類を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査及び書類審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、東伊豆町感震ブレーカー設置費補助金交付確定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

（請求）

第１２条　前条の通知を受けたものは速やかに東伊豆町感震ブレーカー設置費補助金交付請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。